

世田谷区保育の質ガイドライン<概要版>

世田谷区保育理念

- ・すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。
- ・子どもにとって最初の保育者は保護者です。
- ・世田谷区は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者とともに保育を通しての福祉に努めます。

世田谷区保育方針

- ・命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
- ・保護者とともに、心豊かな子育てを目指します。
- ・地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

保育内容の具体的例示

(1) 子どもの権利

子どもが安心と自信をもって生活ができる保育を行います。

「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。
子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。
子どもや保護者の気持ちを傷つけるような職員の言動・保育放棄・虐待・無視・差別等を禁止する職員行動規範等を定めている。
むやみに制止や禁止する、子どもの言葉や身振りなどを無視する、呼び捨てやあだ名での声かけ、不必要な大きな声、否定的な対応などをしていない。
職員は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、応答的に関わっている。
一人ひとりの子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認めあう心を育てるよう努めている。
おむつ交換やトイレ、着替え、プール指導の際は、全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている。

(2) 人材

子どもの発達と成長を理解した、保育や援助を行ないます。

保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。
施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。
倫理観、人間性、保育施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。
子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。
乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人ひとりの成長・発達に合わせ見通しを持った援助ができる。
保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。
身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開して保育している。
職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。
日ごろの保育を定期的に振り返り、保育の質を向上しようとする意欲がある。
職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

(3) 保育環境

子どもが「(保育園)大好き!」と思うような魅力ある環境を構成します。

子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。
施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮、自由な遊びコーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士のかかわり遊びが豊かに行われるように工夫されている。
子どもの生活空間において、家具や調度品等に手作りのものや天然素材等を取り入れるなどの工夫がなされている。
手洗い場、机や椅子などは、子どもの身体に合った大きさと調えられている。

友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。
施設内外にかかわらず、死角をつらないよう配慮している。
菜園やプランターの植物等、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わることができる取り組みがされている。
外気に触れ、自然を感じ、興味を持って自ら移動、探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動を行うことができ、かつ、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭等が確保されている。
乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。
リズム・造形等の多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って関わり楽しめる工夫や継続して活動できるような環境設定がされている。

(4) 保育内容

明日の保育のために、保育を計画し実践し振り返ります。

職員は、「子どもの最善の利益」を考慮し、保育課程の保育施設がめざしている児童福祉の理念及び組織が目指す中長期的な目標を理解している。
職員は、保育課程を通して、展開したい子どもの育ちの道筋、子ども像を共有している。
子どもの発達や地域の特性をとらえて職員全体で年齢別の指導計画(年・期・月・週・日)をたて、計画に基づいた保育を実践し、定期的な評価・反省を行い、次の計画に反映させている。
0・1・2歳の個人別指導計画は、個々の子どもの家庭環境を踏まえた成長歴・心身の発達、活動の実態に即して作成されている。
児童票・保育日誌・施設日誌・保健日誌等があり、子どもの成長や日々の活動を記録している。
一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、保育の実態について話し合う会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
配慮を要する子どもの支援について、保育所全体で認識し、必要に応じて個別指導計画を立てて保育を実践し、家庭や専門機関と連携し適切に対応している。
入園時に利用者の個人情報(入園前の子育て状況、発育状況等)や要望を把握し、定められた書式に記録している。
保育所の自己評価や保育士の自己評価など、日ごろの保育を定期的に振り返る機会を設けている。
保育施設の保育内容や保育環境の向上・改善のため、職員からの提案を活かしている。
保育施設は異年齢で構成される場所であり、異年齢のふれあいや交流を意図的にもっている。

生活と遊びの中の教育

生活と遊びの中で、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を培います。

子どもの好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。
子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。
季節の行事、誕生会等、子どもが季節感や文化などを体感したり、保育施設での生活を楽しめる工夫をしている。
積極的に散歩や園外保育を実施し周囲の自然環境に親しみ、商店街や他施設等を含む地域との交流を図るなど、自然をいっしょに、社会と関わることができる取り組みがされている。
乳児保育を行うにあたって、一人ひとり抱いて目を見て微笑みかけて授乳したり、ゆったりと話しかけながらおむつ交換をしている。
幼児保育には、友だちの存在を認め、一緒に遊ぶことを楽しむことができるよう、協同する活動を取り入れている。
子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるようにしている。
子どもが達成感を持って基本的な生活習慣を身に付けられるよう、子どもに分かりやすい方法で伝え、適切に援助している。
文化施設などの周辺施設・町内会・地元商店街等と連携する等、子どもが地域社会の中で活動範囲を広げるための取り組みを行っている。

食育

安全で安心なおいしい食事を提供し、食を通して人と関わる力を育みます。

保育施設の給食方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・調理職員と保育士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。
衛生管理マニュアルや給食マニュアルを作成し、衛生点検表による毎日の点検、専用のエプロン・三角巾・履物の着用など、衛生管理が徹底されている。
食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスのいい給食を提供している。

無理やり食べさせたり身体を拘束することなく、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。
子どもたちが友達や保育職員との食事中的の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。
個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、年齢(咀嚼力等)に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮を行っている。
温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて給食が提供されている。
子どもの視点に立った計画に基づき、クッキング保育、栽培、収穫したものを食べる等の食育活動を実施している。
アレルギー対応については、アレルゲン食品の確認、献立の確認、誤食した場合の対応方法など、医師の診断書に基づき、保護者との定期的な話し合いを行い確認している。

健康

子どもたちが元気に健康な生活を送るための基本です。

保健(日常の衛生管理・感染症対策・与薬)に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。
調理職員・調乳担当職員・栄養士の月1回の検便、全職員の採用前および定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。
子どもの入園の際に、既往歴及び予防接種等の把握を行い、入園前健康診断を実施している。
子どもに対し定期的(年2回以上)な健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映している。
一日を通した生活リズムを把握し、個々の子どもにあわせて睡眠・食事・遊びがバランスよく整え、自己を十分に発揮し健康に過ごすことができるよう配慮している。
排泄(おむつ交換)・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じるようゆったりとやさしく言葉をかけ、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせる工夫をしている。
与薬は、医師の指示に従い与薬依頼書や調剤提供書などに基づき行われ、与薬の際は複数の目で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができるしくみにしている。
感染症発症時には、施設内掲示等で保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、職員・保護者の協力や職員の連携により拡大防止に努めている。

(5) 安全管理

安心・安全のための大事な一歩です。

事故や災害に適切に対応するマニュアルが作成され、全職員に周知されている。
個人情報の管理について、全職員で共通認識し、適切な管理が行われている。
事故報告やヒヤリハット報告があり、職員間で情報共有し、再発防止にむけて話し合いを行い、対処されている。
小さなけがであっても、状況把握をし、保護者に報告している。
午睡の際は、一人ひとりの専用の布団が用意され、午睡チェックを行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、SIDS防止の取り組みを行っている。
遊具の安全点検や保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。
子どもを保育する際は、少なくとも職員2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。
子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面等を観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるよう体制が整っている。
その日の子どもの様子や保育における安全管理等について、子どもの行動を予測し、職員同士がアイコンタクトやお互いに声をかけあうなどのコミュニケーションにより組織的に保育が実践されている。
防災計画等を策定し、避難訓練・消火訓練を基準どおり実施している。

(6) 保護者支援・地域の子育て支援

保護者・地域と共に保育を行なっていきます。

保護者懇談会や施設だより、クラスだより、保健だより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育施設での生活ぶり、また職員の状況等を家庭に紹介している。
登降時間の会話や連絡帳などの日々のコミュニケーションや行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。
苦情解決、第三者評価、利用者アンケートに取り組み、その結果を踏まえた保育の改善について保護者に伝えている。
保護者の話を傾聴し誠実に答える姿勢を持ち、保護者と職員相互で子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や園運営に活かす工夫がある。
保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。
地域における子育て支援の拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。

<p>保育施設の活動や行事に地域住民等に参加してもらうなど、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している。</p>
<p>子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っている。</p>
<p>職員は、区や地域で行われているひとり親支援、障害児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。</p>

(7) 運営体制

職員は「人財」です。職員が元気に意欲を持って保育に従事できることが大切です。

<p>運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。</p>
<p>施設を運営していくにあたっての現場での意見が、経営者層の判断材料となる組織である。</p>
<p>職員の雇用条件、就業規則等が明確である。</p>
<p>職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)が整備されている。</p>
<p>職員の自己啓発やリフレッシュのため労働環境(人員配置・時間の保障等)が整えられている。</p>
<p>職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。</p>
<p>保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。</p>
<p>職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。</p>
<p>栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。</p>
<p>職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、期限の定めのない雇用形態となっており、職員の雇用の安定が図られている。</p>
<p>「2 職員に求められる資質」を身に付けるため、通常業務内において研修やOJTなどの機会や保育ネットに参加し情報交換することができるよう計画的に時間を確保し、職員体制を整えている。</p>

保育の質の向上のために、それぞれに求められること

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの視点での保育環境の整備を行う ● 職員の労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る ● 保育施設職員の専門性を高める意欲を支援する ● 保護者等が必要とする運営や保育に関する情報を公開する ● 施設間で連携できる環境を整備する ● 恒久的な施設運営のため安定した経営を行う ● 地域に根ざした施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ
保育施設職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを中心とした保育に意欲的に取り組む ● 一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う ● 専門性を高め、経験を豊かにし、保育の質を高める ● 子どもの育つ姿や保育の意図を伝え、保護者を支援する ● 地域に根ざした保育運営を行う ● 保育の意図や子どもの育つ姿を伝え、在宅子育てを支援する
保護者・地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための保育や保育の専門性を理解する ● 保護者同士が繋がり、子育てに関する情報を共有する ● 必要な情報を収集し適正に利用する ● 保育施設の保育に協力し、参画・参加する ● 子どもの安全を見守る ● 保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持つ
世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ● 世田谷区の保育理念・保育方針を明示する ● 保育施設職員の専門性を高めるための機会を提供する ● 施設間の連携を強める仕組みをつくる ● 保護者の必要とする情報をわかりやすく提供する ● 事業者、職員、保護者、地域をつなげる ● 子どもを中心とした保育の質の向上への取り組みを支援する

世田谷区 子ども・若者部
 保育課
 保育計画・整備支援担当課

